

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

愛媛国民年金 事案 634

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から48年3月まで
年金事務所に、年金の加入記録について照会したところ、申立期間について、国民年金に未加入となっていることが分かった。
しかし、父親の不動産を手伝うために、勤務していた会社を退職した後、時期は覚えていないが、母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したことを記憶しているので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月頃に払い出され、48年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されるが、資格取得日以前は、国民年金に未加入となるため、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその妹の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されていることから、同時に国民年金の加入手続を行ったものと推認されること、A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間について、国民年金の未加入期間となっている一方、申立人の妹においても、申立期間のうち、昭和46年11月から47年1月までの厚生年金保険の加入期間を除く期間について、未加入期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は、既に死亡していることから、申立期間に係る具体的な状況を確認することができない上、申立人

の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 11 月までの期間及び 62 年 1 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から同年 11 月まで
② 昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月まで

会社を退職して、父親の店を手伝っていたが、20 歳になった頃、母親が集金人に依頼して私と私の双子の弟の国民年金の加入手続を行い、母親が、毎月、私の両親、私の弟及び私の国民年金保険料を併せて集金人に納付していた。

申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者台帳が作成された昭和 61 年 8 月 13 日頃に、申立人の弟の手帳記号番号と連番で払い出され、申立人及びその弟は 60 年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したと推認され、申立人に係る当該台帳によると、63 年 2 月に申立期間①直後の 60 年 12 月の国民年金保険料を、国民年金に加入後、初めて納付し、63 年 5 月には 61 年 1 月から同年 3 月までの過年度保険料が同年 4 月及び同年 5 月の保険料に充当され、63 年 7 月には 61 年 6 月の過年度保険料が納付され、63 年 8 月には 61 年 4 月及び同年 5 月の過年度保険料が同年 7 月及び同年 8 月の保険料に、並びに 63 年 11 月には 61 年 7 月から同年 9 月までの過年度保険料が同年 10 月から同年 12 月までの保険料に、それぞれ充当されていることが確認できるところ、申立期間①については、国民年金に加入し初めて保険料を納付した 63 年 2 月時点では、時効により保険料を納付できない期間であったと考えられ、申立期間②については、当該台帳

において最後に過年度保険料が納付されたことが確認できる同年11月8日以降に当該期間の保険料が過年度保険料として納付された記録は見当たらない上、申立人の弟も申立人と同様の納付記録となっていることが申立人の弟に係る被保険者台帳から確認できることから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が、「毎月、集金人に夫婦と子供2人の国民年金保険料を併せて納付していた。集金人以外に保険料を納付した記憶は無い。」と主張しているところ、申立人の国民年金保険料が初めて納付された昭和63年2月時点では、申立期間①及び②の保険料は過年度保険料となるが、申立人が居住する市は、「集金人に過年度保険料を納付することはできなかった。」と回答している上、申立人の両親の保険料は53年5月から、申立人及びその弟の保険料は63年4月から、それぞれ口座振替が行われていることが4人の国民年金被保険者台帳から確認でき、申立期間①及び②当時、申立人の母親が、毎月、集金人に4人の保険料を納付していたとは考え難く、申立人の母親が納付時期を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与していない上、申立人の母親が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月頃から同年12月19日まで
② 昭和22年6月3日から24年2月8日まで

昭和21年3月に国民学校を卒業後、すぐにA社（現在は、B社）C工場に就職し、27年7月30日まで継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

昭和21年12月21日の南海地震により、一時実家に帰省していたことはあるが、1週間ぐらいでA社C工場に復職したはずであり、申立期間を通じて退職したことは無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和21年3月に国民学校を卒業後、A社C工場に勤務した経緯を具体的に記憶していることから、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人が昭和21年12月19日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年6月3日に被保険者資格を喪失した記録、及び申立期間②直後の24年2月8日に被保険者資格を取得し、27年7月31日に被保険者資格を喪失した記録以外に、申立人の記録は見当たらず、資格取得日及び資格喪失日が訂正された形跡も無い。

また、昭和21年4月からA社C工場に勤務していたとする従業員8人のうち6人は、勤務開始の2か月後から2年後までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間①当時、同事業所は、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわ

れる。

- 2 申立期間②については、当該期間当時、A社C工場に勤務していた申立人の姉が、「申立人は、南海地震（昭和21年12月21日）後、一時自宅に帰省していたが、数日でA社C工場に復職し、一緒に同事業所の寮で生活し、地震後も職務に変更は無く、継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人は、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、南海地震後に一時帰省し、その後はA社C工場に復職しなかったと供述する従業員3人は、昭和22年4月25日、同年7月15日及び同年9月24日にそれぞれ厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、B社から提出された入退社名簿において、申立人の入社日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日の昭和24年2月8日であることが確認できる上、申立人が記憶する同僚も、申立人と同日に入社するとともに、被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 3 A社C工場は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間①及び②当時の事業主及び社会保険事務担当者も、死亡又は連絡先不明であることから、当該期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を、また、申立期間④及び⑤については、船員保険被保険者として船員保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年春頃から 60 年 1 月 22 日まで
② 昭和 60 年 3 月 21 日から 63 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 7 月 1 日から同年冬頃まで
④ 平成元年夏頃から 2 年 2 月 1 日まで
⑤ 平成 3 年 3 月 29 日から 6 年秋頃まで

昭和 48 年春頃から 63 年冬頃まで A 社に、平成元年夏頃から 6 年秋頃まで B 社に勤務していたが、A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 60 年 1 月 22 日から同年 3 月 21 日までの期間及び 63 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の 7 か月、B 社に係る船員保険の被保険者期間は、平成 2 年 2 月 1 日から 3 年 3 月 29 日までの期間の 13 か月しかない。

給与明細書等は所持していないが、申立期間①、②及び③については、厚生年金保険料を、また、申立期間④及び⑤については、船員保険料を控除されていたので、当該期間について、それぞれの被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和 60 年 1 月 22 日から 62 年 7 月 4 日まで A 社の雇用保険に加入していたことが確認できる上、申立期間②当時、同社 C 工場に勤務していた従業員も、当該期間当時における申立人の勤務実態を認めていることから、申立人は、同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、

申立人が昭和 60 年 1 月 22 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 3 月 21 日に被保険者資格を喪失した記録、及びオンライン記録において、63 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した記録以外に、申立人の記録は見当たらず、資格取得日及び資格喪失日が訂正された形跡も無い。

また、前述の原票において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（昭和 60 年 3 月 21 日）から 10 日後の昭和 60 年 4 月 2 日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

さらに、A社において、申立人が昭和 63 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得した際、最初の被保険者資格取得時に交付された被保険者記号番号とは別の番号が交付されていることが確認できる。

2 申立期間①及び③については、申立人が勤務していたとするA社C工場、D工場及びE工場並びに同社本社に勤務していた従業員 32 人から聴取したが、当該期間における申立人の勤務実態について確認することができない。

また、A社は、「平成 14 年に全ての工場を閉鎖したため、申立期間①、②及び③当時の資料を保管していない。」と回答している上、申立期間①、②及び③当時の社会保険事務担当者も申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 5 月頃に払い出され、その頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認されるが、申立期間①のうち、同年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 56 年 3 月までの期間は、国民年金保険料を申請免除されていたことが、オンライン記録により確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（昭和 63 年 7 月 1 日）から 6 日後の昭和 63 年 7 月 7 日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

3 申立期間④及び⑤については、当該期間当時、B社及び同社の関連会社であるF社に船員保険の被保険者記録がある9人から聴取したが、当該期間における申立人の勤務実態について確認することができない。

また、B社は、既に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、同社は、「申立期間④及び⑤当時の資料は無く、当該期間当時の社会保険事務担当者も既に死亡している。」と回答していることから、申立期間④及び⑤当時における申立人の船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人は、平成 2 年 2 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得し、3 年 3 月 29 日に被保険者資格を喪失した記録以外に、申立人の記録は見当たらず、

資格取得日及び資格喪失日を訂正した形跡も無い上、申立人が被保険者資格を喪失した日（平成3年3月29日）から3日後の同年4月1日に船員保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

加えて、申立人は、平成3年5月1日から同年6月10日まで別の事業所において、雇用保険の記録があることが確認できる上、申立期間⑤のうち、同年11月から6年秋頃までの期間及び申立期間⑤直後の同年秋頃から7年6月までの期間は、国民年金保険料を法定免除されていたことが、オンライン記録により確認できる。

4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を、また、船員保険被保険者として申立期間④及び⑤に係る船員保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を見ると、A社（現在は、B社）C営業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。
しかし、申立期間の厚生年金保険料が控除された給料明細を所持しているので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る平成 11 年 2 月の厚生年金保険料を、A社の事業主により、給与から控除されていたことは、申立人から提出された給料明細及びB社から提出された申立人に係る給与支払記録により確認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚 4 人のうち、連絡が取れた 1 人は、「申立人の退職時期までは覚えていない。」と証言しており、残りの 3 人及び連絡が取れた同僚が記憶する従業員 3 人は、連絡先不明等のため、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できない。

また、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日（平成 11 年 2 月 27 日）であることがオンライン記録により確認できる上、当該資格喪失日は、厚生年金基金及びD健康保険組合の記録と一致している。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条の規定において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条の規定においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 11 年 2 月

27 日であり、申立人の主張する同年 2 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険の保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から同年 10 月 29 日まで
② 昭和 33 年 10 月 29 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

船舶所有者A及びBに雇われ、C丸からD丸に移ったが、船員手帳に記載しているように継続して乗船していたので、申立期間①、②及び③について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が船舶所有者A所有のE丸に局長として乗船していたことは、申立人が所持する船員手帳により、確認できる。

しかしながら、船舶所有者Aは、昭和 33 年 10 月 1 日に船員保険の適用事業所になっており、同年 9 月は船員保険に加入できない期間である上、申立人と同様にE丸からF丸に移ったことが記載されている船員手帳を所持する同僚についても、同年 10 月の船員保険の加入記録は無い。

また、船舶所有者Aの船員保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者番号に欠番も無い上、船舶所有者Aは既に船員保険の適用事業所ではなく、A氏も死亡していることから、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立ての事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が昭和 33 年 10 月 29 日から船舶所有者B所有のD丸に通信士として乗船していたことは、申立人が所持する船員手帳により、確認できる。

しかしながら、船舶所有者Bは、昭和 33 年 11 月 1 日に船員保険の適用

事業所になっており、申立期間②は船員保険に加入できない期間である上、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿によると、同日付けで船員保険の被保険者資格を取得している者が22人確認でき、申立人が、「当時F丸には21人が乗船していた。」と述べていることを考え併せると、当該船舶所有者はF丸の乗組員全員について同日付けで被保険者資格を取得させたものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が昭和34年5月1日まで船舶所有者B所有のF丸に通信士として乗船していたことは、申立人が所持する船員手帳により、確認できる。

しかしながら、船舶所有者Bの船員保険被保険者名簿によると、昭和33年11月1日に船員保険被保険者資格を取得しているF丸の乗組員22人（申立人を含む。）のうち、申立人と同様に34年4月30日に被保険者資格を喪失している乗組員が8人、同年5月3日に喪失している乗組員が12人、前述の日以外に喪失している乗組員が2人確認できることから、当該船舶所有者は、船員手帳の雇止日と船員保険の被保険者資格喪失日を必ずしも一致させていなかったものと推認できる。

また、船舶所有者Bは、既に船員保険の適用事業所ではなく、B氏も死亡している上、連絡を取ることができたF丸の乗組員から聴取しても、被保険者資格の喪失日の相違、船員保険料の控除等について不明であるとしており、申立人が当該船舶所有者から申立期間③の保険料を控除されていたことについて証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が船員保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月1日から61年10月1日まで

申立期間において、A社に勤務していたが、年金事務所の当該期間に係る標準報酬月額の記録が、同社に勤務していた7歳年下の部下の標準報酬月額より低い額となっている期間があることが分かった。

しかし、申立期間当時は、25万円ぐらいの年相応の給与をもらっていたと思うので、当該期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和58年7月から59年7月までは9万8,000円、同年8月から60年7月までは11万円、同年8月から61年9月までは20万円とされているところ、申立人は、「当該期間においては、A社で25万円ぐらいの年相応の給与をもらっていたと思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料については残っておらず、当時の状況を確認することはできない。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社において厚生年金保険に加入した昭和58年7月から59年3月までに同保険に加入した者が21人（申立人を含む。）おり、当該21人のうち申立人を含む同社のB部門に配属された13人の標準報酬月額の推移を見ると、13人のうち11人（申立人を含む。）は、厚生年金保険に加入した当初の標準報酬月額が9万8,000円（下限）から14万2,000円（上限）までとされており、

その後、申立人の標準報酬月額が 11 万円、20 万円及び 26 万円と推移しているところ、申立人の標準報酬月額と同様に推移している者が 4 人確認できる上、同年 4 月に同社の C 部門に採用され、その後、同社の B 部門に異動し、標準報酬月額が申立人より高いとされた 7 歳年下の部下の標準報酬月額は、当初においては、申立人の厚生年金保険の加入時の標準報酬月額より高くなっているものの、その後は申立人の標準報酬月額が上回っていることが確認でき、特段の不自然さは見受けられない。

さらに、申立期間当時、A 社で社会保険事務を担当していた者は、「当時の標準報酬月額に間違いはないと思う。昭和 58 年頃は、A 社が B 部門を設立した時期であり、全体に給与は低く抑えられ、申立人についても低かったと思う。」と証言している上、上記被保険者名簿を見ても、申立人に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。